

指定管理者評価票

年度	令和3年度
担当部署	福祉部 高齢者福祉課 高齢者支援係

1 公の施設

施設名称	瑞穂町高齢者福祉センター寿楽		
所在地	瑞穂町殿ヶ谷1106番地		
施設概要	①1階 高齢者在宅サービスセンター、事務室 2階 高齢者福祉センター ②敷地面積 4,979.67㎡ 建築面積 1,240.32㎡ 延床面積 1,827.88㎡ (1階962.21㎡、2階865.67㎡) ③1階 機能回復訓練室、日常動作訓練室外 2階 一般浴室、作業室、図書室外		
設置年月日及び経過年数（導入時）	平成5年12月6日（導入後17年経過）		

2 指定管理者及び業務内容

指定管理者	団体名	社会福祉法人 瑞穂町社会福祉協議会			
	所在地	瑞穂町石畑2008番地			
指定管理期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日	選定方法	非公募	利用料金制	導入
指定管理の業務内容	1 高齢者福祉センターの運営に関すること 2 施設及び設備の維持管理に関すること				

3 施設の利用状況

利用状況（量）を示す指標名	単位	指定期間中の実績				
		令和2年度	令和3年度			
① 施設利用者	人	11,854	8,104			
②						
③						
④						
⑤						

4 指定管理者の収支状況

（単位：千円）

		令和2年度	令和3年度			
収入	指定管理料	47,516	49,303			
	利用料金収入	0	0			
	その他	9,172	6,641			
	計	56,688	55,944			
支出	支出	52,560	54,374			
	うち業務委託料	7,672	7,642			
	うち修繕費	3,213	862			
	うち人件費	28,155	28,338			

評価ランク	評価内容
良い 5	協定等を遵守し、仕様に沿った管理であった。
やや良い 4	協定等を遵守し、おおむね仕様に沿った管理であった。
普通 3	協定等をほぼ遵守し、おおむね仕様に沿った管理であった。
やや悪い 2	協定等をほぼ遵守し、おおむね仕様に沿った管理であったが、一部に課題があった。
悪い 1	協定等を遵守できず、仕様に沿った管理ができなかった。

5 個別評価

評価項目		評価の着眼点	評価	
			管理者	担当課
業務評価指標	協定書・仕様書で示した事項	協定書・仕様書で示した事項が適切に履行されているか。 ・ 条列で示した開館日数と実開館日数は適切か など	4	4
	維持管理状態	維持管理の状態が適切か。など	5	5
インプット指標	行政資源投入量	指定管理料の増減の状況は。 指定管理料は適正か など	4	4
	職員投入及び物品提供の状況	職員投入及び物品提供の状況は。 ・ 町職員の関与や提供物資等は適切か など	4	4
アウトプット指標	利用者数の状況 (事業の活動量、活動実績)	事業計画どおりの利用状況になっているか。 ・ 利用者は事業計画どおりか(環境の変化など外部要因考慮) など 利用者の満足度を得られているか。 ・ 職員の接客態度、利用条件等は適切か など	3	3
	施設の稼働状況 (稼働日数・貸し出し日数)	行政と連携を図り施設の目的を達成しているか。 ・ 施設の設置目的を達成しているか など	4	4
	利用料収入の状況	事業計画どおりのサービスが提供されているか。 ・ 事業の計画、実施、成果は計画どおりか。 ・ 営業努力の状況は認められるか など	2	3
業務収支	収支のバランスが適切か。 ・ 経営状況は安定しているか など	4	4	
アウトカム指標	利用者の利便性の改善	利用者の利便性向上のため、どのような努力をおこなっているか。 ・ 利用者の意向反映について、適切に改善策が講じられているか など	4	4
	利用者の満足度の状況	モニタリング(利用者の満足度)はどのようなことをおこなっているか。など	3	3
	積極的な施設の活用	施設の活用や事業への創意工夫はどのようなことを行っているか。 など	3	3
遵法検査	遵法検査の状況	法定検査及び必要な検査並びに東京都や町の監査は適切におこなわれているか。など	5	5
総括	経費比較(前指定末と指定後における町支出の比較)	町職員の関与は適切か ・ 経費の状況は適正か。など	4	4

6 指定管理者自己評価、意見等（一年間に活動した内容等）

個別評価	数
5	2
4	7
3	3
2	1
1	0

記入欄

- ・新型コロナウイルス感染症の感染リスクの高い高齢者が利用する施設のため、徹底した検温、消毒、換気、密回避、マスク着用、利用日や時間の制限などを行い、安心・安全に利用できるよう努めた。
- ・緊急事態宣言下でも、上記の感染予防策を徹底し、在宅サービスセンターと運動系の事業（町委託、自主ともに）を継続して実施したことで、高齢者の体力や気力、認知力などの低下を防ぐことができた。
- ・コミュニティバス運行開始に伴い、JR箱根ヶ崎駅との間の送迎を令和3年10月から始め、これまで福祉バスを利用していた高齢者が、継続して寿楽を利用できるように努めた。
- ・床暖房の夜間電力活用や、利用者に影響のない範囲での照明の間引き、主催事業による無償の講師依頼など、経費削減に努めた。
- ・在宅サービスセンターでは、コロナ禍で活動の制約がある中でも、感染予防対策や工夫を凝らし、簡単な調理実習、近隣へのドライブ、季節を感じられる行事開催などを行い、少しでも楽しみや、心が和むよう努めた。

7 担当課の評価、意見等

個別評価	数
5	2
4	7
3	4
2	0
1	0

記入欄

- ・入館時の検温、消毒、換気、3密回避等により、新型コロナウイルス感染症対策を徹底していた。また、コロナ禍による施設の対応方針については、施設利用者等への早急な情報提供や連絡等の対応を行っており、安心・安全な施設運営を行っていた。
- ・JR箱根ヶ崎駅と寿楽の間の送迎を10月から開始し、福祉バスを利用していた高齢者が、継続して寿楽を利用できるように対応し、利便性の確保を行っていた。
- ・コロナ禍の状況ではあったが、在宅サービスセンター事業と教室等の実施により、高齢者の健康の保持増進を図っていた。
- ・施設の老朽化については、緊急修繕を行うなど対応している。施設は令和5年度から6年度にかけて改修工事を予定しているが、引き続き維持管理を行い、有効活用を図るよう指導監督を行う。

8 指定管理者選定委員会の評価、意見等

記入欄

【主な効果】
 新型コロナウイルス感染症対策を徹底しています。施設の対応方針については、施設利用者等へ早急に情報提供を行い、安全・安心な施設運営につなげました。また、10月からJR箱根ヶ崎駅と寿楽の間の送迎を開始し、利便性を確保しながら、継続して寿楽を利用できるように対応しました。

【主な指摘】
 コミュニティバスの運行開始に伴い、継続して寿楽を利用できるように対策を施すなど努力を評価します。引き続き、利用者増加のため更なる取組を期待します。